

※第2回委員会では、「3. 推進すべき施策の方向性」（4ページ以降）
について審議いただきます。

草津市勤労者福祉基本方針 (改訂素案)

令和 年 月

草津市

目次

1. はじめに（改訂にあたって）	1
2. 勤労者福祉基本方針の基本的な考え方	2
(1) 策定の趣旨、位置づけ	2
(2) 基本理念	3
3. 推進すべき施策の方向性	4
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（充実した生活創造に向けて）	4
①健康で心豊かに生活できる環境づくり	4
②子育てや介護など家庭生活、地域活動	5
③生涯学習活動の推進	6
④余暇の有効活用	6
(2) 働きやすい環境づくりに向けた取組（多様性の尊重）	8
①職場等における人権意識の醸成・ハラスメント対策への取組	8
②多様な主体が活躍できる環境づくり	9
③多様な働き方が尊重される環境づくり	10
(3) 企業等の意識改革に向けた取組	12
①長時間労働の是正・過労死等の防止に向けた啓発	12
②均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発等	12
(4) 勤労者福祉団体等との連携	14
①自主福祉との連携	14

1. はじめに（改訂にあたって）

草津市では、企業や勤労者、行政がそれぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら共に協力し、より良い労働環境の創造を願い、勤労者福祉の向上を図るための指針として、草津市勤労者福祉基本方針を平成元年に策定（平成14年に一部改訂）しました。

そして、ライフスタイルの変化や多様化するニーズに対応できる勤労者福祉の拠点として、南草津駅前に市民交流プラザを建設し、会議室やホール、図書館、健康増進施設（スポーツクラブ）等を設けるなど、勤労者福祉の中心となる施設として、また、広く市民の総合的な福祉推進の場として運営しています。

また、勤労者の健康増進や家庭・地域生活、生涯学習、余暇の有効活用の充実等に向け、各種の施策に取り組むなど積極的に事業を展開しています。

しかしながら、景気の低迷が長引く中で、従業員数の削減や非正規雇用への転換が進められるなど、勤労者を取り巻く環境に変化が生じています。また、全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、家庭生活においても子育てや介護に不安が生じるなど、仕事と生活の調和の実現が課題となっています。

このような状況において、真に豊かな生活が図れるよう、勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向けた積極的な取り組みが求められています。

また、勤労者自身においても自己実現や日常生活の充実に向け、幅広い活動を展開されており、これらに対応した支援や連携が求められています。

こうしたことから、多様化するニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、勤労者の「幸せ」や「豊かさ」、「生活環境の安定」を願い、今般、本市の勤労者福祉の指針となる草津市勤労者福祉基本方針の改訂を行います。

平成23年3月

2. 勤労者福祉基本方針の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨、位置づけ

本市は、京都や大阪などの近畿圏や名古屋など中京圏の大都市へのアクセスや良好な生活環境を背景として人口増加を続けてきました。また、湖南地域の中核都市として広域的なまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など、市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして発展してきました。

しかしながら、人口増加が続く本市においても、中長期的には人口構造の変化による活力の低下が懸念されています。また、社会の成熟化が進む中で、市民が選択する行動についても、価値観や生活様式の多様化により物質的な豊かさから生活の質的な豊かさを志向する方向へと変化しています。

こうした中、社会や経済の活力を維持し、本市のさらなる発展や持続が図られるためには、経済活動を支える勤労者が、安定した雇用の下、自己の持つ能力を高めながら仕事と生活の調和の取れた生活を送ることができるとともに、社会の根幹として活躍できる環境の整備など、勤労者福祉の向上に取り組むことが必要です。

勤労者福祉の推進にあたっては、従来から、企業、勤労者、行政などの関係者がそれぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら共に協力し、課題の解決を図ってきました。

企業内福祉の推進主体として、各企業においてはハード・ソフトの両面にわたる就業環境の整備を推進するとともに、勤労者自身においても、職場や家庭、地域での支えあいなど安心して暮らせる社会の推進を図るとともに、時代の変化に適応する能力を身につけることが求められています。

また、公的福祉の推進主体として、行政においては、国や県と連携し、各種社会保障制度の運用に努めるとともに、雇用の安定や仕事と生活の調和の取れた環境の整備など、勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向けた取り組みや、関係者の一体性を高める取り組みが求められています。

こうしたことから、勤労者福祉の向上を図るために本市が推進すべき施策の基本的な方向性を示す指針として、草津市勤労者福祉基本方針を策定するものです。

なお、就労を阻害されている様々な要因を抱える人々（就職困難者等）に対する就労支援に係る施策の方向性については、草津市就労支援計画において位置づけています。

（２）基本理念

本方針では、勤労者が、安定した雇用を基盤としながら仕事と生活の調和のとれた生活が図れる社会を目指し、次の基本理念を掲げます。

「働く喜びや勤労生活の充実が実感できるまちづくり」

また、基本理念の実現を図るため、健康や家庭生活、地域活動の充実等に向けた施策の展開を図ります。

3. 推進すべき施策の方向性

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（充実した生活創造に向けて）

全国的に少子高齢化・人口減少が進展する中、特に生産年齢人口の減少は、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想されています。近年では、女性や高齢者の労働参加が進展するものの、依然として、子育てや介護との両立に不安が生じるなど、仕事と生活の調和の実現が一層重要な課題となっています。

また、人生100年時代といわれる中、若者から高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、一人ひとりが「生きがいをもち、健やかに幸せに暮らし続けること（＝健幸）」ができるための社会環境づくりが必要であり、勤労者自身や家族の健康、子育てや介護などの家庭生活、地域活動、生涯学習など、日常生活の充実に向けた取組が求められています。

① 健康で心豊かに生活できる環境づくり

勤労者が自身や家族の生活を守るためには、健康の保持が大切です。近年、市民意識の向上にともなって健康保持に対する関心が高まっていますが、ライフスタイルや社会情勢の変化などがもたらすストレスや不適切な食生活、運動不足に起因する生活習慣病の増加等、健康面における課題はますます増加する傾向にあります。

(取組)

○ 健康づくりの意識付け

・ライフステージに応じた健康づくりを進めるため、生活習慣の改善やけん診受診の必要性などについて、啓発や情報提供を行ないます。

・健康づくりへのきっかけとなるセミナーや催しなどの機会の提供に努めます。

○ こころやからだの悩み相談

・滋賀県草津保健所等の関係機関と連携し、急増するこころの悩みやからだの不調、

病気や障害に対する相談機能の充実を図ります。

○普及啓発

- ・周囲が気付きにくい心の病気に対する理解が深まるよう啓発に努めます。

②子育てや介護など家庭生活、地域活動

勤労者が元気に働き、安定した日常生活を送るためには、家庭基盤の安定と地域社会とのかかわりが不可欠です。

子育てや介護も含めて、家庭において固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、明るく豊かな家庭を築くとともに、積極的に地域活動に参加するなど、住民同士の交流を図っていく必要があります。

(取組)

○休暇制度

- ・ボランティア休暇や育児休暇、介護休暇等の制度の活用を希望する勤労者が確実に利用できるよう、制度のPRに努めるとともに、雇用主への啓発を推進します。

○両立支援

- ・安心して働ける環境づくりに向けて、仕事と家庭の両立を可能にする保育や子育て支援、介護サービスなどの充実を努めます。

○地域活動の推進

- ・学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育機能を活かしながら、子どもと大人の協働による地域学習社会を目指し、「地域協働合校」の取組を推進します。
- ・自治会活動やボランティア・NPO活動など地域における市民活動を支援し、地域での心のふれあいや郷土意識の醸成を図るとともに、まちづくり情報や交流の場の提供に努めます。

③生涯学習活動の推進

勤労者が心豊かに、生きがいのある生活を送るためには、「いつでも・どこでも・だれでも」学習の機会を選択することができるように、大学等の専門機関とも連携を図りながら、学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用とネットワーク化を進め、地域での生涯学習活動を推進する必要があります。

(取組)

○学習機会の充実

- ・勤労者の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するため、学習情報や相談機能の充実、人材育成などに努めるとともに、学習機会の充実を図ります。
- ・「生涯学習の場」としての機能を有する地域まちづくりセンターにおいて、住民の自主的な活動が推進されるよう、努めます。

④余暇の有効活用

就労形態の多様化にともない勤務時間や休暇の形態が変化していますが、余暇の活用は、自己の趣味やリフレッシュだけでなく、地域活動への参加やボランティア活動、健康増進、家族とのふれあいが広がるかけがえのない大切な時間であり、有効な活用が図られるよう支援が求められています。

(取組)

○余暇活動の情報提供・機会の充実

- ・余暇や自由時間を有効に活用することができるようスポーツや催しなどの情報提供による余暇活動の支援を図ります。
- ・余暇を利用して文化・芸術活動などに親しむ人も増加しており、情報のネットワーク化や様々な文化に接する機会の充実を図ります。
- ・ボランティア活動やNPO活動への参加の気運を高めていくとともに、これらの活

動が自立できるような支援を図るなど活動の輪を広げていきます。

- ・勤労者福祉団体と連携し、余暇の有効活用に向けた活動の支援を図ります。

(2) 働きやすい環境づくりに向けた取組（多様性の尊重）

勤労は、憲法において定められている義務であると同時に権利でもあり、誰もが快適な文化的生活を送るために働く権利を有しています。

しかしながら、誰もがその能力に応じた活動が保障されていない現実があります。

こうした中、現在、日本が直面している「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く人々のニーズの多様性」などの課題に対応するためには、働きやすい職場環境を整備し、勤労者がそれぞれの事情に応じた様々な働き方を選択できる社会の実現に向けた取組が必要です。

①職場における人権意識の醸成・ハラスメント対策への取組

勤労者一人ひとりの人権が尊重されるとともに、差別のない明るい社会の実現を図るため、企業や職場等における様々な差別の解消に向けた取組が求められています。

また、職場におけるハラスメントは、勤労者の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させる、あってはならないものであることから、各種ハラスメント対策への取組や職場における多様性を受け入れる環境整備が求められています。

(取組)

○周知啓発・相談窓口

・勤労者一人ひとりの人権が尊重される、差別のない明るい社会づくりに向けた啓発等に努めます。

・滋賀労働局等の関係機関と連携し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメントの対策の周知啓発や性的指向・性自認などの多様性に関する正しい理解の促進に努めます。

・人権侵害やハラスメントに対する相談窓口を設置し、各種相談に応じます。

② 多様な主体が活躍できる環境づくり

社会情勢や価値観の変化などを踏まえて、性別や国籍等に関わらず、あらゆる主体が活躍できる環境づくりが求められています。

(取組)

- ・あらゆる勤労者にとって働きやすい環境づくりに向けた啓発等の推進を図ります。

○女性

- ・子育てや介護等を理由に離職した女性の再就職やキャリア形成（職業能力の取得）、女性の起業支援など、女性の就業・起業支援を行ないます。

○若者

- ・就職を希望する若年者のニーズや能力に応じた職業相談や職業紹介など、各種支援を実施しているしがヤングジョブパーク等の関係機関の紹介や情報提供に努めます。

○高齢者

- ・退職後においても働く意欲のある人々が、長い間に培われた知識や技能、豊富な経験や能力を発揮できるよう、公共職業安定所等の関係機関と連携し、各種制度の普及に向けて啓発や周知を図ります。
- ・高齢者が日常生活に密着した臨時的・短期的な就労を行ない、社会参加による生きがいと収入を確保するための人材登録組織である公益社団法人草津市シルバー人材センターの活動に対する支援を行ないます。
- ・高齢者が有する知識や技能、豊富な経験を生かした社会貢献が促進されるよう、文化やスポーツ・レクリエーション活動など、多様な社会参加の機会の提供に努めます。
- ・早期から勤労者の個々のライフスタイルに応じた生涯生活設計ができるよう意識の醸成に努めます。

○障害者

- ・身体障害者・知的障害者・精神障害者など、障害の特性に応じたきめ細かな対応に取り組むとともに、職業的自立の促進や就労環境の整備に対する施策を推進します。
- ・職業リハビリテーション（障害者に対する職業評価や職業指導、事業主に対する障害者雇用に関する支援等、職業を通じた社会参加や自己実現などの機会の創出を図る取組）を推進するため、公共職業安定所との連携強化や職場適応に関する支援を行う滋賀障害者雇用支援センターの活動支援を行ないます。

○外国人

- ・公共職業安定所や労働基準監督署等の関係機関と連携を図りながら、外国人が安心して働ける環境づくりに向けた啓発に努めます。
- ・草津市国際交流協会と連携し、外国人が安心して暮らせるよう、コミュニケーション支援や生活支援に努めます。また、行政手続など市役所で手続きをされる際の通訳業務を行います。

○情報提供

- ・公共職業訓練を実施している滋賀職業能力開発促進センター等の関係機関の紹介や情報提供に努めます。

③多様な働き方が尊重される環境づくり

生産年齢人口の減少や勤労者のニーズの多様化に伴い、勤労者のそれぞれの状況に応じた多様な働き方へのニーズが高まりつつあります。

こうした中、企業等においては、従来までの働き方に捉われない、多様な働き方を選
択できる環境づくりが求められています。

(取組)

○普及促進

- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、時間や場所を有効に活用できるテレワークの普及

促進や副業・兼業の周知等に努めます。

- 国等の関係機関と連携し、病気を抱えながらも働きたい勤労者の就業継続について、企業の理解が得られるよう、周知啓発に努めます。

(3) 企業・雇用主の意識改革に向けた取組

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されたことにより、「労働時間法制の見直し」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」等の措置を講じることとされています。

企業等において職場環境の改善に取り組むことは、魅力ある職場づくりにつながり、ひいては、人手不足の解消や生産性向上にも寄与することから、企業等の意識改革に向けた取組が求められています。

① 長時間労働の是正・過労死等の防止に向けた啓発等

長時間労働の是正はもとより、過労死等を防止し勤労者が健康の不安なく、働くモチベーションを高め、最大限に能力を発揮できる環境づくりが求められています。

(取組)

○ 周知啓発・相談支援

・滋賀労働局等の関係機関と連携し、企業等に対して長時間労働の是正や過労死の防止など、制度の周知啓発に努めるとともに、企業内での研修会への講師派遣など、企業における取組を促進します。

・滋賀働き方改革推進支援センター等の関係機関と連携し、企業の実情を踏まえた相談対応や支援に関する情報提供に努めます。

② 均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発等

どのような雇用形態または就業形態を選択しても、均衡のとれた公正な待遇を受けられる環境づくりが求められています。

(取組)

○ 周知啓発

- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、企業等に対して、公正な待遇の確保に向けた制度の周知啓発に努めます。
- ・企業内において公正な採用選考が行なわれるよう、草津商工会議所や草津公共職業安定所と連携して市内の事業所等を訪問し、周知啓発を行ないます。

(4) 勤労者福祉団体等との連携

勤労者福祉は、国や市などが行なう公的福祉の他、個別の企業が行なう企業内福祉、そして勤労者の自主的な組織である勤労者福祉団体による自主福祉に区分することができます。本市においては、勤労者福祉団体として、中小企業の勤労者やその事業主を対象とした一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」）と、市内に勤務し、労働組合に加入している勤労者を対象とした草津・栗東地区労働者福祉協議会（以下、「労働者福祉協議会」）があり、勤労者福祉の向上に向けて様々な活動を展開されています。

サービスセンターでは、中小企業勤労者への支援策として各種イベントの開催やチケットの割引斡旋、旅行の参加費補助など多彩な事業を実施されています。また、共済事業として各種祝金や弔慰金の支給を行うなど、中小企業勤労者福利厚生団体として大きな役割を果たしておられます。

労働者福祉協議会では、組織的にボランティア活動を行なうなど社会貢献活動の実施や各種文化・体育事業の実施、研修会の開催など多彩な事業を実施されています。

① 自主福祉との連携

本市の勤労者福祉の向上に向けた取組を進める上で、勤労者福祉団体等との連携は不可欠であり、協働や活動支援が求められています。

(取組)

○ 活動支援・推進

- ・多様化するニーズに合致した事業展開が図られるよう、サービスセンターの運営に対する助言や支援に努めるとともに、中小企業勤労者に対する各種事業の展開など、サービスセンター活動への支援、推進を図ります。
- ・労働者福祉活動を通じて情報の共有を図るなど、労働者福祉協議会と連携・協働に

努めるとともに、事業の実施に対する支援・推進を図ります。